

定 款

株式会社SUMCO

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社SUMCOと称し、英文では、SUMCO CORPORATIONと表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）高純度シリコンの製造及び販売
- （2）高純度石英の製造及び販売
- （3）損害保険代理業及び生命保険募集業
- （4）日用雑貨の販売
- （5）前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関の設置）

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は804,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第9条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

第11条（基準日）

当社は、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（招集）

1. 定時株主総会は毎年3月に、臨時株主総会は必要あるときに招集する。
2. 株主総会は東京都各区内においてこれを招集する。

第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづいて取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。
2. 当該代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第14条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部について、議決権行使の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条（員数）

1. 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）14 名以内を置く。
2. 当社に監査等委員である取締役 6 名以内を置く。

第 18 条（選任）

1. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 前項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第 19 条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の残任期間と同一とする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了時までとする。

第 20 条（代表取締役）

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

第 21 条（取締役会の招集）

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。

2. 当該取締役が差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
3. 取締役会の招集の通知は、各取締役に対して会日の4日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

第22条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第23条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、株主総会の決議により定める。但し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等と監査等委員である取締役の報酬等は、区別して株主総会の決議により定める。

第26条（責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第27条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第28条（監査等委員会の招集）

1. 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。
2. 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して会日の4日前までに発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

第 29 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、決議に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第 30 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算 等

第 31 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 32 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議より定めることができる。

第 33 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、毎年 6 月 30 日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 34 条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当会社は、これを支払う義務を免れる。

附則

第 1 条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第 17 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

第 2 条（電子提供措置等に関する経過措置）

1. 第 23 期定時株主総会の決議による変更前の定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び同株主総会の決議による変更後の定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書に定める改正規定の施

行の日（法施行日という。以下同じ。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、法施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条はなお効力を有する。
3. 本条は、法施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日以後にこれを削除する。

以上